



平成 23 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名：株式会社 fonfun
代表者名：代表取締役社長 林 和之
(JASDAQ コード番号：2323)
問合せ先：取締役執行役員経営管理部部長 八 田 修 三
(TEL：03-5357-0303)

当社元代表取締役および元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 13 日、当社の元代表取締役および元取締役 2 名（以下「元代表取締役ら」といいます。）に対して下記のとおり損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起しましたので、お知らせいたします。

なお、本訴訟の提起については、監査役会および取締役会において各々の決議を経ており、今後も監査役会および取締役会協調の上、本訴訟を進めてまいります。

記

1. 訴訟を提起した年月日および裁判所
平成 23 年 12 月 13 日 東京地方裁判所
2. 訴訟を提起した者（原告）
 - (1) 名称 株式会社 fonfun
 - (2) 本社所在地 東京都杉並区上高井戸一丁目 17 番 8 号
 - (3) 訴訟における代表者 当社常勤監査役 中川佳子
3. 訴訟を提起した相手（被告）

当社元代表取締役	三浦 浩之
当社元取締役	佐藤 充
当社元取締役	津田 真吾
4. 訴訟の内容と請求金額
 - (1) 訴訟の内容
損害賠償請求
 - (2) 請求金額
総額 6 億 3,593 万 6,868 円
およびこれに対する訴状送達の日から支払済みまでの遅延損害金
5. 請求原因の概要（当社の主張）

平成 23 年 3 月 1 日付「第三者調査委員会の調査結果に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社においては、平成 20 年から平成 22 年にかけて元代表取締役らが行った不適切な取引等（以下「本件不正行為等」といいます。）により、合計 6 億 5 千万円近くの会社資金が社外に流出いたしました。

また、当社は、元代表取締役役らが本件不正行為等を行ったことにより、金融庁から、平成 21 年 3 月期以降に係る有価証券報告書等に関して、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したもとして、1,963 万円の課徴金の納付命令を受けたため、平成 23 年 11 月 30 日、当該課徴金を納付しております。

この点、元代表取締役らからは、平成 23 年 7 月 20 日に、損害賠償の一部として 6,267 万 1,961 円が支払われておりますが、その余の支払いが未だ行われていないことから、当社は、元代表取締役役らに対し、善管注意義務違反等を理由として、当社が被った損害の賠償を求めるため、本訴訟を提起するにいたったものであります。

6. 今後の見通し

本訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上